



TOKIO MARINE
NICHIDO

2015年1月23日

第6回宇宙法シンポジウム

我が国宇宙産業の
国際競争力強化のための宇宙活動法
～リスク管理と保険業界のリスク評価の観点から～

東京海上日動火災保険株式会社

白井 恭一



保険市場あるいはリスク管理の立場から見た 宇宙活動法制定の意味

- 新しい宇宙基本計画では、
「...民間事業者による宇宙活動を支えるための『宇宙活動法案』を平成28年の通常国会に提出することを目指す」
.....と宇宙活動法制定を目指すことが明記された。
- 具体的なスケジュールも示されている宇宙活動法とは、リスクマネジメントあるいは保険業界の立場から見た場合、どのような効果が期待されるのか？
- **3つの重要な期待効果をあげることができる。**



第1の意味

許認可制度の整備による「リスク軽減」効果

第2の意味

第三者賠償責任制度の整備による産業振興基盤の確立

第3の意味

国際保険市場から我が国宇宙産業に対する信頼醸成への追い風



<第1の意味>

許認可制度の整備による「リスク軽減」効果

- 宇宙活動法のスコープの中には、「許認可制度の整備」が含まれるものと予測される。
- 許認可制度＝「事業計画あるいは事業遂行の制約条件」？
 - ✓ 許認可制度には、「やってはいけないこと」の列挙を意味し、「民間(人あるいは企業)の活動範囲や行為規範を定める」・・・という側面もある。
 - ✓ 事業計画立案や事業戦略実施に際しての制約条件となっている事例もあるかもしれない。
- しかし、許認可制度の整備には、民間企業にとってのプラスの側面もある。

→ 「リスクの軽減」効果



<第1の意味>

許認可制度の整備による「リスク軽減」効果

- 経営者はリスクを取らなければ、事業を興し、発展させることはできない。
しかし、リスクを好んで取りたがる経営者は極めて例外的。
→ 「リスクは少なければ少ないほど良い」という基準を据えることが通常。
 - どのような事業についても、「**不確実であること**」は**それ自体がリスク**。
 - ✓ リスクマネジメントの本質は、「不確実性の低減」を目指す事業活動である。
 - 許認可制度の整備による「やってはいけないこと」の明確化は、「自由にやってよい範囲」の明確化と表裏一体。
 - ✓ つまり、許認可制度の整備には、許認可を得た事業者が、許認可の範囲内である限り、自由な経営判断で事業を遂行できるという面がある。
- **ロケット打上げ事業あるいは衛星事業にとって、宇宙活動法による許認可制度の整備は、「不確実性の減少」、すなわち「リスク軽減」効果をもたらす。**



第1の意味

許認可制度の整備による「リスク軽減」効果

第2の意味

第三者賠償責任制度の整備による産業振興基盤の確立

第3の意味

国際保険市場から我が国宇宙産業に対する信頼醸成への追い風



＜第2の意味＞

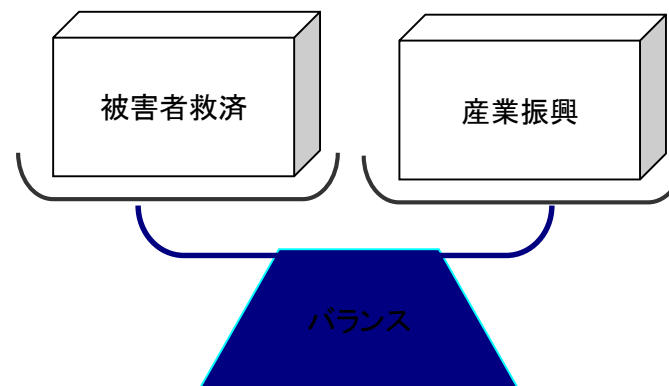
第三者賠償制度の整備による産業振興基盤の確立

- 民間事業者にとって、賠償責任を負う潜在リスクは常に脅威であり、不安材料。
 - 賠償責任リスクへの事前対処は、事業領域を問わず、民間企業にとっての重要な経営課題。
- 賠償責任リスクは、2つの領域に分類することができる
 - ＜1＞ 「賠償請求者」つまり被害者が 事業関係者の中に存在する場合
 - ＜2＞ 「賠償請求者」つまり被害者が 事業とは無関係の第三者である場合
- 事業関係者間の賠償請求も、通常は、民法の原則にしたがい、損害発生の有無、故意・過失の存否、あるいは因果関係の有無などが要件となる。
- しかし、事業関係者の間には、多くの場合、何らかの契約関係が存在する。
 - ✓ 直接の契約関係が存在しない場合でも、契約のチェーンがどこかでつながるケースが大半。
- 当事者間の賠償請求権については、契約時点で一般の民事原則とは異なる合意をすることができる。
- 当事者間の賠償問題は、当事者自治に委ねることよく、法による規制の必要性は乏しい。
 - ✓ ただし、世界各国の宇宙活動法の中には、関係者間の賠償請求権に関する原則について踏み込んだ条文を有する例も存在する。

＜第2の意味＞

第三者賠償制度の整備による産業振興基盤の確立

- しかし、第三者賠償の世界では「当事者間の合意に委ねる」方式は成り立たない。
 - ✓ 第三者は、通常は、「加害者」(賠償義務者)との間で契約関係を有していないため、契約によって、民法の一般原則を修正することができない。
- 民法の原則通りの運用で支障が生じない分野もあるが、第三者賠償責任制度を標準的な枠組みから修正することが必要だと考えられる分野もある。
 - 宇宙分野は、「修正の必要性」が国際的に共通認識されている分野。
- これを背景として、「第三者賠償責任制度を標準的な枠組みから修正すること」が、宇宙活動法の制定目的のひとつとなっている。
- 第三者賠償制度の構築にあたっては、2つの法目的の最適バランスが追求される。
 - ＜1＞ 宇宙活動に起因する損害を被った被害者の救済
 - ＜2＞ 宇宙産業の振興および国際競争力
- 「被害者救済」と「産業振興」という2つの法目的を実現できる第三者賠償制度ができれば、
 - 法的な産業振興基盤が確立し、
 - 日本企業の国際競争力増強の支援要素となる。





第1の意味

許認可制度の整備による「リスク軽減」効果

第2の意味

第三者賠償責任制度の整備による産業振興基盤の確立

第3の意味

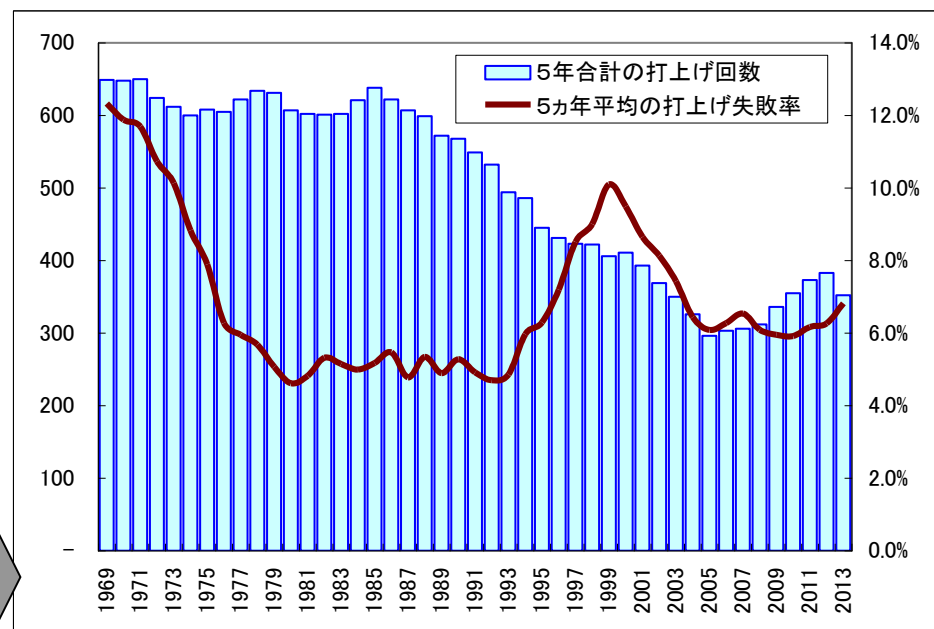
国際保険市場から我が国宇宙産業に対する信頼醸成への追い風



<第3の意味>

国際保険市場からの信頼醸成への追い風

- 保険は、「保険事故」という「事象」が発生し、保険契約の要件を充足した場合に保険金を支払う……という事業である。
- 理想的状況は、「リスクを転嫁あるいは軽減したい保険契約者と、保険事業の収益性を維持したい保険会社双方にWin-winの状況が生じること」。
- しかし、保険も民間事業であり、利益を追求しているため、ときには「保険会社に損失をもたらす可能性が大きいリスクを回避する」という行動原理が顕在化する。
 - ✓ リスク如何では、保険会社によるリスクの取捨選択というドライな世界が顕在化。
 - ✓ 信頼性に不安が残るロケット・衛星については、「リスクを引き受ける保険会社が世界中どこにも存在しない」という状況が発生することもありうる。

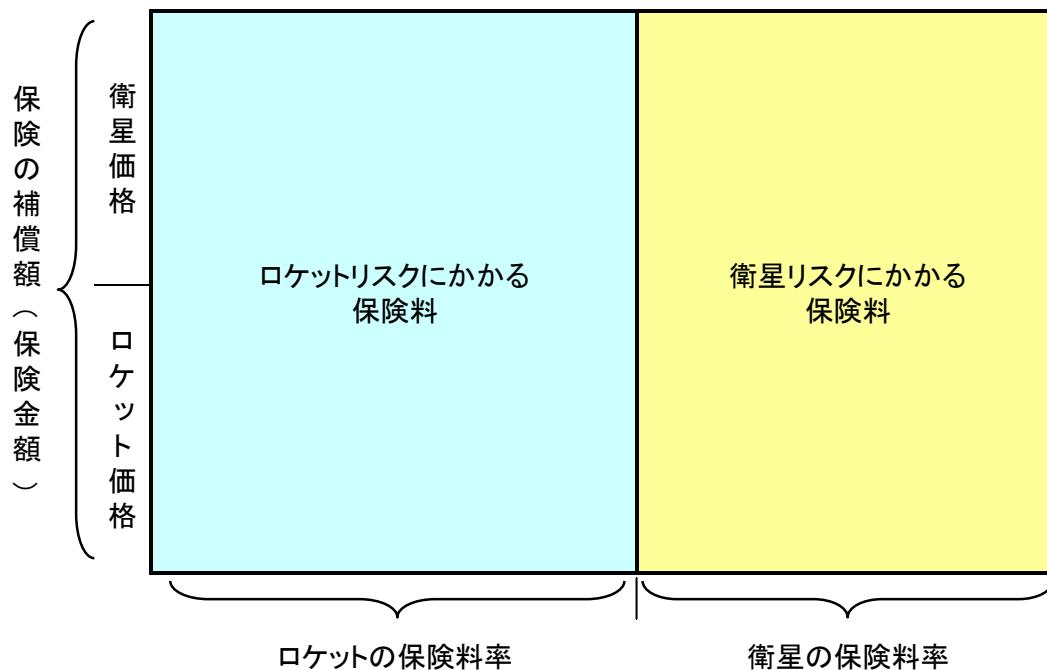


全世界のロケット打上げの失敗率は、最近の5年でも約7%。
依然、かなりの高率である。
(右は5ケ年の移動平均グラフ)

<第3の意味>

国際保険市場からの信頼醸成への追い風

- 宇宙関連の事業者にとって、宇宙保険は事業遂行の重要なパーツとなっている。
 - ✓ 通常、保険コストは、衛星調達コスト、ロケット打ち上げ費用に次ぐ「第三のコスト」。
- 選択したロケットあるいは衛星に対して、国際宇宙保険市場が「リスク回避」の判断を行うような状況が生じると、衛星事業は健全性が損なわれ、事業継続性にも影響を与えるおそれがある。
- ここから、衛星事業者には、宇宙保険業界の見方を意識したロケット・衛星選択への志向が生じる。
- こうして、保険業界による信頼性評価が、ロケット打ち上げ事業および衛星製造事業の成否に大きく影響する、という構造が生じた。



- ◇面積＝保険料コスト（面積が大きい＝保険料コストが高い）
- ◇横軸の長さ(の差)＝ロケット・衛星による保険料率差
- ◇縦軸の長さ(の差)＝ロケット価格、衛星価格の差



＜第3の意味＞

国際保険市場からの信頼醸成への追い風

日本の宇宙技術に関する国際宇宙保険市場の見方は、著しく好転している。

＜前世紀末から今世紀初頭にかけて＞

- 日本のロケットで複数回の打上げ失敗があり、衛星も国際商業市場における実績に乏しかった。
- このため、国際宇宙保険市場の関係者の中に、「日本リスク」に対する懐疑的な見方も存在していた。

＜現在＞

- しかし、この10年で状況は一変。
- 日本のロケットの打上げ成功の積上げ、また、日本製衛星の稼働状況が極めて良好であることによって、日本技術は、国際宇宙保険市場からの厚い信頼を勝ち得ている。
 - ✓ 「リスク忌避の対象」どころか、「引受を行いたいリスクの筆頭格」としての位置を占めつつある。

＜宇宙活動法制定の期待効果＞

- 宇宙活動法制定は、法的環境という面でも日本の宇宙産業が国際標準のフレームワークに納まることを意味する。これは、日本の宇宙産業・技術に対する信頼感をさらに補強する追い風となる。

つまり……

- 宇宙活動法が、わが国宇宙産業が堅実に積上げてきた国際市場からの信頼醸成の流れをさらに一歩進める「仕上げの一筆」となってくれることを期待。